

【研究ノート】

グリーンツーリズムによる遊休農地の利活用

長瀬 隆久

1. はじめに

近年、少子高齢化の影響を受け農村などにおいても、高齢化による後継者不足が問題となっており、それによる遊休農地（耕作放棄地）の拡大が進展しつつある。遊休農地が増えると害虫の発生、産業廃棄物の不法投棄、景観の悪化など様々な問題が懸念される。土地の有効活用という観点からみても、望ましくない状況である。そのような中でグリーンツーリズムによる遊休農地の利活用や農山村再生を図る動きがある。具体的には、空き家・古民家の活用や体験型修学旅行によるグリーンツーリズムなどが企画されているようである。本稿においては、土地の有効活用としての「グリーンツーリズムによる遊休農地の利活用」についての現状を概観する。

2. グリーンツーリズムとは

グリーンツーリズムとは一般の観光旅行とは少し異なり、農山村などで、その地域の自然、文化、交流を楽しむ旅行ともいうべきものである。欧米においては、都市部在住の人が長期休暇により、農山村に赴きゆっくりと過ごすケースがあるようだが、日本の場合は、都市と農村が距離的に比較的近いことに加え、長期休暇が取りにくい環境にあるため、日帰りや短期滞在がほとんどのようである。

また、この「グリーンツーリズム」という用語の使われ方には、様々なニュアンスがあるので、ここで簡単に解説を加えておくことにする。農山村については「グリーンツーリズム」、漁村については、「ブルーツーリズム」、双方を合わせて「エコツーリズム」と称する場合もあれば、「グリーンツーリズム」と称して上記の「エコツーリズム」の意味で使われている場合など様々なケースが

存在する。本稿においては、あくまでも「土地」の有効活用としての「グリーンツーリズムによる遊休農地の利活用」の現状を概観していくので、漁村などについては活性化が図られたとしても、土地の有効活用とは関係が少ないので割愛して考えるが、全く無関係ではないことを付け加えておく。

3. ポータルサイトで見えるグリーンツーリズムの実際

グリーンツーリズムが実際に、各地方公共団体、各地域でどのように行われているかを調べるにあたっては、グリーンツーリズムに関するいくつかのポータルサイトを参照すると良い。

農林水産省のホームページの中に「グリーン・ツーリズム 都市と農山漁村の共生・対流 (<http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/gt/index.htm>)」というページがあり、その中の

- ・グリーン・ツーリズム取組（一覧表）

<http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/gt/4sityoson.html>

を見れば、全国でどの地方公共団体が、どのような取り組みを行って、どのような成果をあげているのかを概観することが可能である。

また、より詳細な状況を調べたい場合には、（財）都市農山漁村交流活性化機構 (<http://www.furusato.or.jp/>) のホームページの中の

- ・活性化データ&レポート

http://www.furusato.or.jp/archive/data_report/index.html

のコーナーには、「滞在型グリーン・ツーリズム等振興調査報告書」などの様々な調査結果の報告書がPDFにより公開されており、グリーンツーリズムの実態や現状、そのパターン・効果などを知ることができる。

空き家や古民家を活用したり、体験型修学旅行を活用するなどの事例も多くみられ、またそれらに関するアンケート調査の結果なども含めて公開されている。

また、地方公共団体のホームページ上においても、様々なグリーンツーリズム関連情報が掲載されており、地元の人々に向けて発信された「農家民宿の募集」や、都市部にむけて発信された「体験施設の紹介」などの情報を得ることができ、具体的な取り組みを見ることができる。下記に都道府県レベルのものをいくつか紹介するが、実際には当然ながら市町村レベルのものも存在する。

- ・北海道のグリーンツーリズム
<http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-ksnko/700-green/indexG.htm>
- ・長野県のグリーンツーリズム
<http://www.pref.nagano.jp/nousei/nouson/koukai/gta.htm>
- ・岡山県のグリーンツーリズム
http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=4012
- ・沖縄県のグリーンツーリズム
<http://www.pref.okinawa.jp/muradukuri/kouryu/green/index.htm>

4. グリーンツーリズムと構造改革特区について

これまで見てきたように、地方におけるグリーンツーリズムによる取り組みが活発に見られ、遊休農地の利活用や農村における幾分の経済効果などにおいて、グリーンツーリズムが1つの手段として活用されているわけである。

しかしながらグリーンツーリズムによる再生を行おうとする際には、同時に大きな壁が立ちはだかる典型的なケースがいくつかあるようだ。具体的に言えば、

- ・農家が民宿を経営する際に、消防法上設置が義務づけられている消防関連設備を整えることがハードルになる。
- ・農家民宿が体験ツアー等の販売・広告をすることが旅

行業法に抵触するおそれがある。

- ・農家民宿が濁酒を振舞おうとしても、年間生産量が6キロ以上でないと免許が取得できない。

などの制約があり、意欲的な農家が存在しても厄介な問題が山積しているわけである。

しかしながら、構造改革特区として承認された地域ではそれらが大幅に緩和されるので、グリーンツーリズムは構造改革特区と密接な関係があるわけである。この構造改革特区を活用すると、農家が民宿などを経営する際の規制が緩和されたり、またさらに農家がグリーンツーリズムに関するツアーなどを販売・広告することも可能となったり、地方公共団体や農業協同組合以外の者（つまりはNPO法人や個人）でも市民農園が開設できるなど、グリーンツーリズムに関連した様々な選択肢が広がる。

構造改革特区における濁酒製造の免許取得については、「【販売業免許等】 | お酒についてのQ&A | 国税庁 (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/qa/03/78.htm>)」などで紹介されているが、製造免許を取得した農家民宿が濁酒を生産するようになれば、加工用米の需要増により遊休農地の利活用が進むことが考えられるわけである。

このような背景から、多くの地方公共団体が構造改革特区の申請を行っている。過去に認定された構造改革特区については、首相官邸のホームページの中の

- ・認定された構造改革特別区域計画について（第1回～第15回） <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/ninteisinsei.html>

において確認することができる。参考までに第15回は平成19年11月22日の認定分、第1回は平成15年4月21日、5月23日の認定分である。過去に認定をうけた構造改革特区のうち、グリーンツーリズム関係のものを抜き出して一覧にしたものが表1である。選定方法としては、特区の概要の説明文の中に「ツーリズム」という用語が入っているもの全てという基準で行ったが、「ツーリズム」という用語がなくても、事実上、グリーンツーリズムと関係しているものもあるであろうし、本年11月の第15回においても、単にいわゆる「どぶろく特区」として認定されているものもあったが、基準を明確にする為に、本稿においては上記のようなルールにより抜粋し、その他については割愛させていただいた。

表1 グリーンツーリズム関係の構造改革特区一覧

都道府県名	認定地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲
北海道	長沼町	長沼町グリーン・ツーリズム特区	北海道夕張郡長沼町の全域
青森県	東通村	東通村ふるさと再生特区	青森県下北郡東通村の全域
岩手県	遠野市	日本のふるさと再生特区	遠野市の区域の一部（旧遠野市）
岩手県	二戸市（旧浄法寺町）	浄法寺ふるさと再生特区	二戸市の区域の一部（旧浄法寺町）
岩手県	八幡平市	あしろふるさと再生特区	八幡平市の区域の一部（旧安代町）
岩手県	西和賀町	和賀山塊湯の里どぶろく特区	岩手県和賀郡西和賀町の全域
宮城県	大崎市	鳴子温泉郷ツーリズム特区	大崎市の区域の一部（旧鳴子町）
宮城県	宮城県本吉郡南三陸町	南三陸型グリーン・ツーリズム特区	宮城県本吉郡南三陸町の区域の一部（旧志津川町）
秋田県	能代市	能代里山どぶろく特区	能代市の区域の一部（旧能代市）
秋田県	北秋田市	阿仁マタギ特区	北秋田市の区域の一部（旧阿仁町）
秋田県	八峰町	白神の里八峰どぶろく特区	秋田県山本郡八峰町の全域
山形県	最上町	最上の宝を活かした100万人交流のまちづくり特区	山形県最上郡最上町の全域
山形県	飯豊町	東洋のアルカディア郷再生特区	山形県西置賜郡飯豊町の全域
福島県	南会津町	ふるさと南郷再生特区	福島県南会津郡南会津町の区域の一部（旧南郷村の区域）
福島県	只見町	緑と水と心のふるさと特区	福島県南会津郡只見町の全域
福島県	飯館村	大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区	福島県相馬郡飯館村の全域
茨城県	北茨城市	北茨城市農山漁村交流促進特区	北茨城市の全域
新潟県	小千谷市	おぢや農都共生特区	小千谷市の全域
新潟県	阿賀町	阿賀町活性化どぶろく特区	新潟県東蒲原郡阿賀町の全域
石川県	白山市	白山・鶴来ツーリズム創造特区	白山市の区域の一部（旧鶴来町）
長野県	飯田市	南信州グリーン・ツーリズム特区	飯田市の全域
長野県	豊丘村	郷豊丘村どぶろくの里特区	長野県下伊那郡豊丘村の全域
岐阜県	高山市	臥龍桜の里・一之宮どぶろく特区	高山市の区域の一部（旧宮村）
兵庫県	兵庫県、相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町	西播磨「水と緑の郷」特区	相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町の全域
兵庫県	兵庫県及び豊岡市並びに兵庫県美方郡香美町及び新温泉町	グリーンツーリズム特区	豊岡市並びに兵庫県美方郡香美町及び新温泉町の全域
兵庫県	加西市	加西市農村地域活性化特区	加西市の全域
兵庫県	篠山市	丹波ささやまふるさと遊農・楽農特区	篠山市の全域
兵庫県	養父市	養父市どぶろく村特区	養父市の全域
徳島県	上勝町	上勝町まるごとエコツー特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域
愛媛県	宇和島市	“牛鬼の里うわじま”どぶろく特区	宇和島市の全域
愛媛県	内子町	“内子ツーリズム”どぶろく特区	愛媛県喜多郡内子町の全域
高知県	四万十市	四万十グリーンツーリズム特区	高知県幡多郡西土佐村の全域
佐賀県	富士町	富士町ふるさと再見特区	佐賀県佐賀郡富士町の全域
熊本県	熊本県、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の全域	森林の郷農林業げんき特区	人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の全域
熊本県	熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、山都町	阿蘇カルデラツーリズム推進特区	阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の区域の一部（旧阿蘇町）
熊本県	熊本県玉名郡和水町	三加和8つの里グリーンツーリズム特区	熊本県玉名郡和水町の区域の一部（旧三加和町）

宮崎県	宮崎県	神話・伝説のふるさとツーリズム特区	宮崎市、日南市、日向市、西都市及びえびの市並びに宮崎県南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町及び高崎町、西諸県郡高原町及び野尻町、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、西米良村及び都農町、東臼杵郡南郷村、西郷村、諸塚村及び椎葉村並びに西臼杵郡高千穂町及び五ヶ瀬町の全域
-----	-----	-------------------	---

5. 株式会社による農業参入

他にも構造改革特区と関係が深いのが、株式会社による農業の参入である。時系列で追っていくと、株式会社の農業への参入が可能となった流れは、下記のような過程である。

- ・2000年の農地法改正により、株式会社の農業生産法人が認められた。
(ただし、農地転用などを防止するための様々な制約がある。)
- ・2003年には「構造改革特区」において一般の株式会社が農地をリース方式で借りて農業に参入することが可能となった。
- ・2005年 構造改革特区に限定されている株式会社による農業経営が、全国的に解禁となった。

これにより、現在では、全国展開している外食産業や食品加工事業者などの大手が、株式会社として地方の農地を活用して、自社で有機野菜の栽培などに取り組んだり、あるいは公共事業削減のあおりを受けている地元の建設業界の企業が異業種への転換を見据え、特産品の栽培に取り組むなどの株式会社が出始めている。今後は、このような株式会社の農業参入と結びついた「グリーンツーリズム」も登場するかもしれない。

[ながせ たかひさ]
 [(財) 土地総合研究所 調査部研究員]